

老人福祉専門分科会	
R2.11.13	資料 5

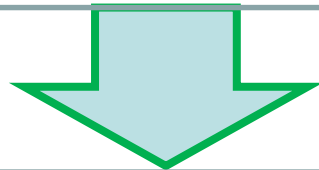
老人憩の家の 利用者負担の見直し

直近の利用料金改定の経過

【平成29年7月】 150円から200円に改定

コスト計算額 227円⇒改定上限額 225円⇒提案額 220円
⇒ **決定額 200円** (負担緩和考慮)

(附帯意見) 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に利用者負担の見直しの検討を行うこと



【令和元～2年度】 **利用者負担の見直し**の検討 (消費税増税など)

利用状況アンケート・所長への意見聴取結果

○老人憩の家利用状況アンケート(平成30年12月)

- ・憩の家が立地する地区の利用者の割合が高いこと(6割)、毎週利用している人の割合が高い(8割)ことから、限られた人の利用となっている。
- ・一般高齢者の適正な利用料金について、200円支持は33.8%であるのに対し、225円まで13.9%、250円まで31.7%、275円まで・300円までが合わせて9.8%となっており、半数以上の人は、料金変更することに一定の理解を示している。
- ・障害者対象のアンケートでは、46.4%が一定の利用者負担をすべきと回答しており、半数近くの人が一定の理解を示している。

○老人憩の家所長への意見聴取(令和元年7月)

- ・前回改定後の利用者数の動向については「改定前からほぼ変わらない」
- ・「長期的な減少傾向に伴うもの」と答える者の割合が高い(8割)
- ・利用者減少の理由としては「常連利用者が高齢化により老人憩の家に来られなくなった」ことをあげる者の割合が高い(上記回答者中6割)

前回の検討（案）

○一般利用料金（案）

案1 270円

・「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、入浴関連コストに対する料金を平成30年度決算ベースで算出した額＝271円

案2 250円

・入浴関連コストを一定程度賄いつつ、利用者負担の急激な上昇を緩和。過去の利用料金見直しにおける最大の値上げ幅である50円を超えない水準

案3 300円

・「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改定上限額

○障害者及び介助者（1名）の利用料金（案）

案1 見直しを検討する

・障害者等の利用料金について、今回の改定は見送り、引く続き無償とし、附帯意見（障害者の意見聴取の上、要検討）を付す。

案2 引き続き無償とする

・障害者等の料金について、当面无償とし、附帯意見は特に付さない。

利用料金(案)への委員の意見

○一般利用料金(案)

- ・老人憩の家が高齢者の社会参加のために果たしている役割と、過去の上げ幅が50円を超えたことがない点を併せて考えると、250円が適当

○障害者及び介助者(1名)の利用料金(案)

- ・一定の負担は必要だが、収益性だけで判断できない側面もある。
- ・障害者の経済状況を考慮すると、老人憩の家のような公共施設は無償でもよい。
- ・障害者福祉サービスの全体をみて判断すべき。
- ・有償、無償双方の意見があることを考慮し、当面は引き続き無償とし、3年後に改めて見直しの検討をすることを附帯意見とすべき。

社会福祉審議会の答申案について

老人憩の家の利用者負担の見直しを行い、利用料金を1回250円とする

(附帯意見)

- 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に改めて利用者負担の見直しの検討を行うこと
- 3年後の見直しの際は、現在無料となっている障害者及びその介助者の利用料金について、障害者等の意見を十分に聴取した上で、有料化も含めた検討を行うこと

利用料金の改定スケジュール

令和2年11月13日(金)	<ul style="list-style-type: none">・答申案決定(老人福祉専門分科会)・長野市社会福祉審議会へ報告、答申(市長)
11月25日(水)	<ul style="list-style-type: none">・部長会議(市方針案の協議、決定)→ 政策説明会
令和3年 3月市議会	<ul style="list-style-type: none">・条例改正案提出、議決
4月~6月	<ul style="list-style-type: none">・市民への周知期間
7月	<ul style="list-style-type: none">・新利用料金スタート